

定 款

株式会社ユニバーサルエンターテインメント
Universal Entertainment Corporation

(2025年 7 月 23 日 改定)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ユニバーサルエンターテインメントと称し、英文では、Universal Entertainment Corporation と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

1. 遊戯機器及び遊技機器に関連する原材料、部品、半製品、電子応用機器等の製造、売買、斡旋、賃貸借及び管理
2. 遊戯機器、遊技機器及びその関連機器の試験研究、企画、開発、販売、リース、レンタル及び輸出入
3. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給
4. コンピュータ・システムの指導業務及びコンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸
5. 事務用機器の販売
6. 遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査並びに技術指導
7. ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、レンタル及び経営
8. 電子応用機器関連のソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造及び販売
9. 音声・映像の収録機器・設備の試験研究、企画、開発、製造及び販売
10. 楽器及び音響機器の製造、販売及び輸出入
11. 家庭用及び産業用電子自動機械の試験研究、企画、開発、製造及び販売
12. 金属工作機械の製造及び販売
13. 有価証券の取得、保有及び運用
14. 工作機械の加工・組立
15. 機械器具部品の加工・組立
16. ビルメンテナンス業
17. 不動産の売買及び賃貸管理及び斡旋
18. 上記各号に関する古物品の売買
19. 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他工業所有権、知的所有権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
20. 通信販売業
21. 企業の労務・経営管理システム及び工場・店舗の流通管理システムの企画、開発、販売並びにこれらのシステムコンサルティング業
22. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービス
23. 通信機器の設計、製造及び販売
24. 労務、経理等の事務代行業務
25. 金銭の貸付及び金銭貸付の媒介
26. ライセンス管理業務
27. 共済事業
28. 動産の賃貸借（リース及びレンタルを含む）
29. 経営コンサルティング業務
30. 広告代理業務
31. 労働者派遣業務
32. 損害保険業、損害保険代理業務及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
33. 遊技場の経営
34. キャラクター商品の企画、製作、販売
35. 放送事業及び関連する番組制作、技術開発、イベント企画及び出版物制作並びに映像ソフトの企画、制作、販売
36. 建築工事、内装工事及びそれらに伴う材料、インテリア装飾品の輸入並びに販売
37. 工業所有権、産業財産権等の知的財産権に関する調査業務、評価業務、人材育成業務、技術ノウハウの仲介及びコンサルティング業務

38. インターネット及び携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ並びにゲームの企画、開発、制作、販売、配信事業及び通信販売事業
39. 美術館及び関連施設の経営・運営・管理並びに美術に関する展覧会、講演会等の開催
40. 飲食店の経営及び食料品・酒類等の輸出入並びに販売
41. 前各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することによる、当該会社等の事業活動の支配・管理
42. 前各号及びこれらに附帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

（機関）

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、324,820,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 324,820,000株
優先株式 40,000,000株

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規程）

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会決議によって委任を受け

た取締役がこれを定める。

- ③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 優 先 株 式

（優先配当金）

- 第13条 当会社は、第48条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当率（10パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額の金銭（以下、「優先配当金」という。）による剰余金の配当を行う。
- ② ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 優先株主または優先株式登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（優先中間配当金）

- 第14条 当会社は、優先株主または優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。

（残余財産の分配）

- 第15条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の金銭を支払う。
- ② 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項に定める場合のほかは、残余財産の分配は行わない。

（議決権）

- 第16条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

（譲渡制限）

- 第17条 譲渡による優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

（取得請求権）

- 第18条 優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに自己の有する優先株式を取得することを請求することができる。この場合においては、当会社が当該優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法により算出される数とする。
- ② 前項に定めるほか、優先株式の取得の条件は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。
- ③ 第1項後段に基づき優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

（一斉取得）

- 第19条 当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合においては、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する優先株式数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付する

ものとし、その詳細は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。

- ② 前項後段の決議においては、交付すべき普通株式の上限の算定方法を定めることができる。
- ③ 第1項後段に基づき優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

（取得条項）

第20条 当社は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合において、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合においては、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、優先株主に対し、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の金銭を交付する。

- ② 当社が、前項に基づき優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

（株式の併合または分割等）

第21条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わない。

- ② 当社は、優先株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- ③ 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

第4章 株 主 総 会

（招集）

第22条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第23条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

（招集権者及び議長）

第24条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第25条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第26条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第27条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（種類株主総会）

第28条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ③ 第23条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。
- ④ 第22条第2項、第24条、第25条及び第27条の規定は、種類株主総会について準用する。

第5章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第29条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（取締役の選任方法）

第30条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 第1項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。
- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第31条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として、または増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第32条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第33条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第34条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第35条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限

る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第36条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役の報酬等)

第38条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第39条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第40条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第41条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第42条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第43条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(期末配当)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第50条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

2025年7月23日開催の臨時株主総会の決議による定款の一部改正（以下、単に「一部改正」という。）の効力が生ずる前にした行為による監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び一部改正の効力が生ずる前に当会社と監査役との間で締結した会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、一部改正が効力を生ずる前の第46条は、一部改正が効力を生じた後も、なお効力を有する。